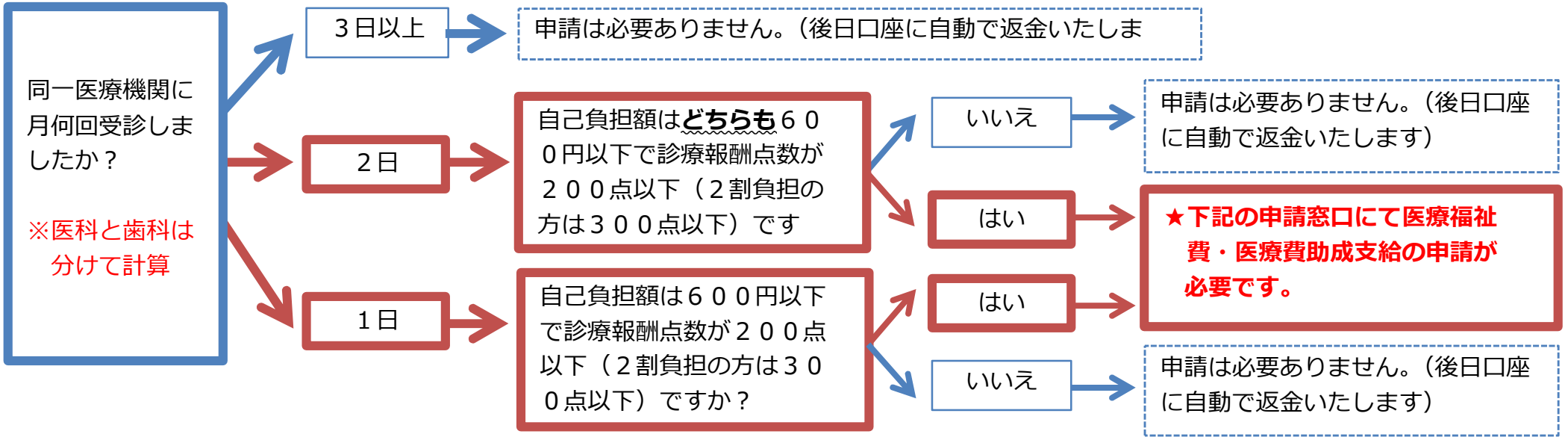
県内受診時自己負担金について

０歳から１５歳（中学３年生）までの方については、県内医療機関受診時にお支払いただいた自己負担金につきまして、後日口座に返金いたします。基本的に下記の申請窓口での手続は必要ありませんが、以下のフローチャート該当の場合のみ下記の申請窓口にて医療福祉費・医療費助成支給の申請が必要になります。

① 医療機関で月１回かかり、自己負担額が６００円以下で診療報酬点数が２００点以下（２割負担の方は３００点以下）だった場合
② 同一医療機関で月２回かかり、どちらも自己負担額が６００円以下で診療報酬点数が２００点以下（２割負担の方は３００点以下）だった場合

自己負担金フローチャート



★申請の際持参するもの

1　保険診療分の内訳が記入された領収書（1 ヶ月分まとめて）
2　資格確認書、資格情報のお知らせ（A4 サイズ）、マイナポータルの保険情報（PDF）を印刷したもののいずれか
3　印鑑（スタンプ印以外の認印）
4　医療福祉費受給者証または医療費助成受給者証
5　保護者名義の金融機関の通帳（登録済の方は不要です）

★申請・問い合わせ窓口

●古河庁舎　国保年金課（電話 0280-22-5111[代表]）
●総和庁舎　市民総合窓口課（電話 0280-92-3111[代表]）
●三和庁舎　市民総合窓口室（電話 0280-76-1511[代表]）